

八街市選挙管理委員会告示第25号

令和7年度においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧がなかった。

令和8年6月1日

八街市選挙管理委員会委員長 篠塚 信幸